

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ

# 令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策 中小企業者等「家賃支援給付金」のご案内

宇和島市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等（農林水産業含む）の方に対し、家賃支援給付金を支給いたします。該当する方は内容をご確認のうえ、申請をお願いします。

## 1 対象者（令和2年度分を受給した方でも要件を満たす場合には申請することができます。） 2020年3月以前から市内に事業所を有する（1）から（4）までのすべてを満たした 中小企業者等（農林水産業含む）※1※2※3

※1・・・医療法人、農業法人、NPO法人等も含む。

※2・・・以下の者は含まない。（国・公共法人、性風俗関連特殊営業及び同営業に係る接客業務受託営業、政治団体、暴力団・暴力団の構成員等、宗教団体、大企業及びみなし大企業、公務員一般職等、他市町村同種給付金等受給資格者）

※3・・・市外に住所を有する個人の場合であって、市内での事業活動が移動販売のみの場合や農地のみを市内に有する場合等は含まない。

- （1）2020年3月以前から事業収入を得ており、申請日時点で事業継続の意志がある。
- （2）2019年の年間事業収入と比較し、2020年の年間事業収入※4が15%以上減少している。
- （3）2019年の年間事業収入が120万円以上。※5
- （4）2020年2月29日および申請日時点で有効な賃貸借契約等がある。

※4・・・国の持続化給付金・家賃支援給付金や市の応援給付金・家賃支援給付金など、法人税又は所得税の課税対象となる事業に対する収入を全て含めた額になりますが、設備投資等に対する臨時的な助成金などは控除することができる場合があります。

※5・・・2019年2月から2020年3月までの間に創業した方については、月平均10万円以上。

※法人の場合は事業年度（決算月）が異なりますが、2019年1月から12月の事業収入と2020年1月から12月の事業収入との比較になります。また、新規創業、季節性収入や事業承継などに対する特例がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

## 2 支給額 賃料等※6の3分の1、3カ月分（最大10万円。千円未満端数切り捨て）

※6・・・申請日の前1か月内に支払った額を基準とする。

事業に関する宇和島市内の建物・土地の賃料（共益費及び管理費含む：一部条件あり）

## 3 申請に必要な書類（特例を用いる場合などには、下記以外の確認書類の提出が必要になります）

### ① 申請書

②-1 個人事業者 確定申告書（2019年・2020年分）または住民税申告書（令和2年度・令和3年度分）の控えの写し

②-2 法人 月別事業収入申立書（別紙1）一般用

③ 通帳の写し

④ （個人事業主のみ）本人確認書類

⑤ 賃貸契約書等の写し（全ページ）※7

⑥ 賃料等支払を証するもの（申請日の前1ヶ月以内の支払いを含む直近3ヶ月分）※8

⑦ 賃料等支払対象物件（建物・土地）の写真（外観・内観など3枚以上）

※7※8・・・賃貸借契約内容（賃貸人・賃借人の名義および賃料、契約期間など）や支払実績が確認できない場合は、賃貸人・賃借人が自署した証明書を作成いただいております。詳しくは次ページを参考いただくか以下の問い合わせ先までご連絡ください。

※9・・・令和3年度市応援給付金（一律10万円）申請済（同時申請含む）の方は、②～④は不要。①と⑤～⑦のみ提出してください。なお、「令和2年度市家賃支援給付金」を受給済の方で、対象物件に変更がない場合などに限り、⑤及び⑦は不要。

※10・・・住居兼事業所（店舗）については、事業所（店舗）部分の面積等が分かるものを提出いただく場合があります。

## 4 助成金の申請から支払まで

- ① 市ホームページ、市役所本庁商工観光課または各支所産業建設係で申請書類を取得してください。
- ② 申請書類を記入し、添付書類をつけて市商工観光課に郵送。
- ③ 市は、給付を決定した方に給付決定通知書送付。  
給付決定から約2週間後に指定口座に給付金を振込。

## 5 申請書提出先・申請受付期間

- ① 提出先 宇和島市商工観光課・各支所産業建設係  
※郵送での申請にご協力ください。（持参可）
- ② 申請受付期間 令和3年4月1日～9月30日

### 【問い合わせ先・郵送先】

宇和島市役所商工観光課商工係  
（所在地） 〒798-8601  
宇和島市曙町1番地  
（電話） 0895-49-7080  
（FAX） 0895-25-4907  
（メール） shoko2@city.uwajima.lg.jp

## 【申請に必要な書類における注意事項】

「⑤ 賃貸契約書等の写し（全ページ）」から  
賃貸借契約内容（賃貸人・賃借人の名義および賃料等、契約期間など）が確認できない場合

契約書により確認できる状態が、以下のA～Dの場合に該当する場合、賃貸人（かしぬし）・賃借人（かりぬし）の自署した各場合にに応じた「賃貸借契約書等証明書」を作成して提出いただきます。

賃貸借契約書等証明書（※11）		
A	契約書上の賃貸人の名義と現在の賃貸人の名義が異なる <u>（当初の契約時の賃貸人が死去しており、申請日時時点で賃貸人が代わっている など）</u>	(A) 賃貸借契約書等証明書
B	契約書上の賃借人の名義と現在の賃借人（申請者）の名義が異なる <u>（賃借人の名義が契約時点では個人事業主、申請日時時点で法人成りしており法人名 など）</u>	(B) 賃貸借契約書等証明書
C	契約書の契約期間に2020年2月29日および申請日が含まれていない <u>（更新覚書や契約書に自動更新の記載がなく、更新後の契約書がない など）</u>	(C) 賃貸借契約書等証明書
D	契約書が存在しない <u>（賃料の支払い実績はあるが、口頭で契約したため契約書がない          当初の契約時から賃料が変動しているが、契約書等で変動後の賃料が確認できない など）</u>	(D) 賃貸借契約書等証明書

<Cの場合における自動更新の記載例>

(契約期間)  
 第〇条 本契約の契約期間は、令和〇〇年〇月〇日より2年間とする。ただし、期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも解約の通知がないときは、本契約は2年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

「⑥ 賃料等支払を証するもの（申請日の前1ヶ月以内の支払いを含む直近3ヶ月分）」から  
支払実績（名義、支払日、支払い金額等）が書類により確認できない場合

賃料等支払を証するもの（a～d）により契約内容と対応した以下の支払実績が確認できない場合、賃貸人（かしぬし）・賃借人（かりぬし）の自署した賃料等の「支払実績証明書」を作成して提出いただきます。

支払実績証明書（※11）		
a 銀行通帳 (表紙+3ヶ月分の支払いページ)	<u>□座名義人、振込先名、振込日付、振込金額</u> のいずれかが契約書と突き合わせて確認できない	支払実績証明書
b 銀行取引明細書 (振込明細書)		
c 領収書 (賃貸人が発行したもの)	<u>賃貸人・賃借人の名義、支払日、支払額、押印</u> のいずれかが契約書と突き合わせて確認できない	
d 賃料手渡し (書類等がない)	<u>支払いの事実を書類により確認できない</u>	

申請日の3か月前までの期間に、賃貸人から賃料等の減額・免除・猶予などを受けており、直近3か月分の賃料等支払を証するものを提出できない場合は、以下のEおよびFの2つの書類を提出いただきます。

賃料等の減額・免除などを受けている場合（以下の2つを提出）		
E	申請日から最低1か月以内にひと月分の賃料を支払ったこと確認できるもの （支払実績が確認できない場合、「支払実績証明書」を作成し提出）	⑥賃料等支払を証するもの
F	申請日の3か月前までの期間に、賃料等の減額・免除などを受けていたことを証明するもの （賃料等の減額・免除などが書類で確認できない場合、「支払免除等証明書」を作成し提出）	賃料等の減額・免除などの証明書類

※11・・・「A～Dの場合に応じた賃貸借契約書等証明書」、「支払実績証明書」、「支払免除等証明書」は、市ホームページ、市役所本庁商工観光課または各支所産業建設係で取得してください。